

釧路管内農業新規就農・就業者確保支援事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

釧路管内農業新規就農・就業者確保支援事業委託業務

2 委託業務の目的

釧路管内は農業産出額の約 96%が畜産業であり、約 85%を酪農業が占めているが、農家戸数の減少や高齢化が進行しており、農業・農村地域の持続的発展のためには、新規就農者の確保が重要な課題となっている。多くの業種で人手不足が深刻な現状の中、人材の確保のためには、酪農へのマイナスイメージの改善や管内農業への理解促進とともに、広く管外からも人材を受け入れることが必要な状況にある。

また、農業法人等では企業として労働者を受け入れる体制が十分には整っておらず、労働環境の改善や就業規則の明確化などが求められている。

こうしたことから、釧路管内の基幹産業である酪農業について、管内の農業・農村地域の持続的発展のため、就農の促進に向けた取組を実施するとともに、農業法人等における就業者の受入体制を整備することにより、良質で安定的な管内での就農者及び就業者の確保を図る。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者（受託事業者）は次の（１）及び（２）の事業を通じて、管内での就農者及び農業法人等への就業者の確保に資するものになるよう手法及び内容について十分検討の上、実施するものとする。

企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とすること。

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、同事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

（１）釧路農業相談会の開催

道外の主要都市において、農業に興味を持ち始めた方や農業を仕事としたい方を対象に、地域の概要説明や移住支援制度も含め、就農・就業に結びつける釧路農業相談会を開催する。参加者の希望に応じた農業インターンシップや農業体験から最終的な就農・就業までを支援する。

なお、次の点に留意する。

①開催地及び開催回数については２回以上とする。

東京都及び大阪府で各１回の実施を想定しているが、より効果を見込む方法による場合は、これにとられないものとする。

②道外からのＵターン、Ｉターンを積極的に進めるため、事業周知など集客方法に工夫すること。

③単なる仕事紹介にとどまらず、実際に就農・就業に結びつく内容とすること。希望者に対しては相談会後も就農・就業のためのフォローを続けること。

(2) 農業法人等の受入体制整備

農業法人、酪農ヘルパー組合等が労働者を受け入れるにあたり、作業のマニュアル化、清潔な職場環境の保持、就業規則の整備、求人のノウハウなど、社会保険労務士等による農協単位でのセミナーや訪問指導等を実施し、労働者の受入体制を整備する。

なお、次の点に留意する。

①開催地及び開催回数について、セミナーは管内の各農協単位で1回、計6回以上とすること。

なお、参加者数は、合計60事業者程度の参加を目途とすること。

②訪問指導は、希望する事業者の事業所を訪問し、実態を踏まえ個別具体的な指導をすること。

(3) 実績報告

事業終了後、実績報告として次のものを提出する。

- ・ 釧路農業相談会の概要（日時・場所・参加者名簿・相談会の内容等）
- ・ 農業法人等の受入体制整備に係るセミナー・訪問指導等の概要（日時・場所・参加者名簿・実施内容等）
- ・ 就農・就業者名簿
- ・ 事業に係る総括、アンケート結果分析
- ・ 事業に係る一切の資料（事業案内チラシ、セミナー資料等）
- ・ 所要経費の集計表及び証拠書類の写し
- ・ 当事業に係る業務日報の写し

4 提案に当たっての留意事項

(1) アウトプット目標：相談者数20名以上、支援事業者数60者以上

(2) アウトカム目標：就農・就業者2名以上

※アウトカム目標については、次のことに留意すること。

○就農・就業者の数

個別事業の利用者のうち、(ア)から(エ)のすべてに該当する労働者として就職した者の数とする。

(ア) 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。

(イ) 派遣労働者でないこと。

(ウ) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同一のものとして雇用される労働者であること。

(エ) 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

なお、就職者には、非正規雇用から正社員へ転換した者及び個別事業の実施による波及効果により正社員として就職した者を含むことも可能であること。

5 委託期間

契約締結の日から令和3年（2021年）2月26日まで

6 人件費等

原則として委託経費の50%以上を、人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

7 積算上限額

委託料 4, 207千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本委託業務は、国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意してください。なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとします。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

8 審査基準

審査は次の項目について評価することとしており、この点に留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行に当たっての適格性

- ① 実施体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか。
- ② 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。

(2) 企画提案の適合性

① 釧路農業相談会の開催

- ・農業相談会は、管内農業への理解を深め、就業希望者にとって魅力的かつ訴求力があり、就農・就業に結びつく内容となっているか。
- ・参加者の希望に応じて最終的な就農・就業までを支援できる内容となっているか。

② 農業法人等の受入体制整備

- ・セミナー等の内容は農業法人等が就業者の受入体制を整備する上で効果的なものか。
- ・訪問指導等は利用しやすさに十分配慮しているか。

(3) 全体評価

- ・提案内容は良質で安定的な就農者及び就業者の確保が図られるものになっているか。

【企画提案全般に対する印象・その他の内容】

9 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び添付書類等を提出すること。

- (1) 提出書類：参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式：別添様式による
- (3) 提出部数：1部
- (4) 提出期限：令和2年（2020年）5月18日（月）午後5時（必着）
- (5) 提出場所：〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

- (6) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの提出の要請を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類：企画提案書、付属資料
- (2) 様式：企画提案書：別添様式による
付属資料：A4 サイズの任意様式による
- (3) 提出部数：8部（会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを7部）
※丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めてください。
- (4) 提出期限：令和2年（2020年）5月26日（火）午後5時（必着）
- (5) 提出場所：〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (6) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (7) 留意事項：「企画提案指示書」に沿った企画提案書を「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知する。
※令和2年（2020年）6月3日（水）予定
- (2) 企画提案書を提出する事業者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

12 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容
業務の内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2) 契約形態
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 契約保証金
受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。
なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (4) 委託事業により生じた知的財産権等の取扱い

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が業務完了前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円を使用すること。
- (2) 契約書
別途作成する。
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他
 - ① 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ② 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用することはないこと。
 - ③ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがあること。
 - ④ 各提出書類の提出後の差し替え及び追加等は認めないこと。
 - ⑤ 提出された全ての書類は返却しないものとする。
 - ⑥ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。
 - ⑦ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

14 問い合わせ先

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課
TEL 0154-43-9183
FAX 0154-41-0967